

矢木沢ダム等施設内連絡用無線機賃借業務

仕様書

令和8年4月

独立行政法人水資源機構

利根川上流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、矢木沢ダム等施設内連絡用無線機賃貸借業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 業務概要

矢木沢ダム及び奈良俣ダムの点検放流に伴い、ダム施設内に多くの一般利用者が訪問する。そのため、一般利用者の安全を確保するために、職員間の連絡手段として無線機の賃貸借を行うものである。

- ・連絡用機器の賃貸借 1式

2-2 業務場所

群馬県利根郡みなかみ町藤原字矢木沢6381-4 矢木沢ダム管理所 外1箇所
なお、上記の外1箇所は、次に示すとおりとする。

- (1) 群馬県みなかみ町藤原字洗ノ沢6322-24 奈良俣ダム管理所

第3節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和8年5月29日までとする。

ただし、連絡用機器の賃貸借日は次のとおりとする。

- (1) 令和8年5月16日（奈良俣ダム施設）
- (2) 令和8年5月17日（矢木沢ダム施設）

第4節 業務内容

4-1 機材（連絡用機器）

次の機材を準備し、発注者へ貸与するものとする。

- ・携帯型デジタル簡易無線機 25台
無線出力：5W、バッテリー駆動時間：9時間、
防水防塵：IP66、通話方法：小型スピーカーマイクロホン
機能：グループ通話機能、
付属品：ベルトクリップ、簡易取扱説明書、イヤホン

4-2 維持管理

業務期間において以下の業務を行うものとする。

連絡手段の提供内容は次のとおりとする。

- ① 機材の管理（配布、回収、充電、メンテナンス）

1. 配布

- ・初回配布日 令和8年5月15日
- ・再配布日 令和8年5月17日

2. 回収
 - ・回収日 令和8年5月16日
 - ・回収日 令和8年5月17日
 3. 充電
 - ・配布時に満充電状態であることを確認する。
 - ・令和8年5月16日に回収後満充電とするものとする
 4. メンテナンス
 - ・回収時に外観・簡易動作点検・付属部品の有無の確認を行う。
- ② 運用（取扱説明、操作補助）
- ・初回配布日に監督職員に操作説明をするものとする。

第5節 担当職員及び業務責任者

本作業における担当職員は、発注者から受注者へ連絡するものとする。
また、本作業における業務責任者は、受注者から発注者へ連絡するものとする。

第6節 業務報告書

受注者は、業務期間内に業務報告書を作成し、電子データで提出するものとする。

業務報告書は以下の項目について作成するものとする。

- 1) 概要
- 2) 業務報告
- 3) 機材管理資料
- 4) 写真

第7節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、作業のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

第8節 設計変更等

業務内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

本業務における設計変更は、次の内容を想定する。

- (1) 連絡手段提供日に変更があった場合
- (2) 機材数量に変更があった場合
- (3) その他、内容の追加変更等

第9節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。